

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成30年3月14日(水)  
午前9時  
場 所 第2委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第34号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 2 議案第19号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 3 議案第35号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について（高齢）
- 4 議案第36号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 5 議案第37号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 6 議案第38号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 7 議案第39号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 8 閉会中の継続調査事項について

「山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）の一部を改正する条例」の制定について

1 概要

今回の改正は、「介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）」第117条に規定される3年を1期とする介護保険事業計画（第7期）策定による介護保険料の改定及び「介護保険法施行令（平成10年政令第142号）（以下「政令」という。）の一部改正」により介護保険料の所得指標が改正された為、「山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）（以下「条例」という。）」の一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

法第129条に規定される市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等を試算し、政令第39条第1項で定める割合を条例で定めるところにより算定された保険料額を改正します。

また、政令の一部改正により、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額では、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がある為、政令の改正の基準どおり長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる基準で改正します。

3 条例の主な改正理由及び内容

条項	改正理由及び概要
第15条	○ 介護保険料額及び保険料段階 平成30年度から平成32年度までの介護保険料額の下記のとおり改め、保険料段階に11段階を加えるものとする。なお、介護保険料の所得指標の合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとする。

介護保険料					
		平成27～29 年度	平成30～32 年度	比較	
月額基準額		5,400円	5,500円	100円	
保険料段階	該当者	平成27～29 年度 年額	平成30～32 年度 年額	比較	
第1段階(基準額×0.45)	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	29,160円	29,700円	540円	
第2段階(基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	45,360円	46,200円	840円
第3段階(基準額×0.75)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下			
第4段階(基準額×0.9)	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	48,600円	49,500円	900円
第5段階(基準額)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第6段階(基準額×1.1)	本人が市民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	58,320円	59,400円	1,080円
第7段階(基準額×1.25)		合計所得金額が80万円を超え125万円未満			
第8段階(基準額×1.5)		合計所得金額が125万円以上190万円未満			
第9段階(基準額×1.75)		合計所得金額が190万円以上450万円未満			
第10段階(基準額×2.0)		合計所得金額が450万円以上700万円未満			
第11段階(基準額×2.25)		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満			
		合計所得金額が1,000万円以上		148,500円	-
第24条 第5号	<p>○保険給付の制限を受けている者の減免</p> <p>介護保険法第63条で規定される介護保険給付の制限を受けている刑事施設、労役場その他これらの準ずる施設に拘禁された者の介護保険料を全額減免の対象とするものとする。</p>				

#### 4 施行日

平成30年4月1日

第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）における介護保険給付費等の見込及び介護保険料

1. 被保険者数（年度別）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1
総数	40,458	40,499	40,521	40,458	40,439	40,464	99.8%
第1号被保険者数	20,242	20,616	20,702	20,876	21,072	21,293	101.8%
第2号被保険者数	20,216	19,883	19,819	19,582	19,367	19,171	97.8%

※1: 第7期平均値/平成29年度の値\*100

※ 平成27年（2015年）～平成29年（2017年）は住民基本台帳、平成30年（2018年）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

2. 要介護（支援）認定者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1
総数	3,793	3,869	3,861	3,833	3,892	3,993	101.2%
要支援1	526	504	439	392	351	315	80.3%
要支援2	437	471	447	450	469	484	104.6%
要介護1	919	989	1,020	1,033	1,091	1,183	108.1%
要介護2	644	646	639	637	640	643	100.2%
要介護3	495	474	499	500	500	503	100.4%
要介護4	452	470	493	497	517	535	104.7%
要介護5	320	315	324	324	324	330	100.6%
うち第1号被保険者数	3,715	3,789	3,792	3,765	3,823	3,916	101.1%
要支援1	518	496	435	390	350	314	80.8%
要支援2	426	461	437	438	456	470	104.0%
要介護1	904	974	1,006	1,016	1,073	1,162	107.7%
要介護2	628	629	626	628	632	635	100.9%
要介護3	485	463	485	485	483	484	99.8%
要介護4	442	464	486	487	505	521	103.8%
要介護5	312	302	317	321	324	330	102.5%

※1: 第7期平均値/平成29年度の値\*100

### 3. サービス別給付費

#### (1) 介護サービス見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	164,177	167,917	188,754	192,165	194,268	195,693	102.8%
	回数(回)	5,695.7	5,793.4	6,132.4	6,205.3	6,257.3	6,291.1	101.9%
	人数(人)	355	363	371	382	385	390	103.9%
訪問入浴介護	給付費(千円)	7,383	8,674	10,441	10,601	10,768	10,796	102.7%
	回数(回)	54	64	76	76.3	77.4	77.6	101.8%
	人数(人)	12	15	15	16	17	17	111.1%
訪問看護	給付費(千円)	48,136	52,369	56,907	58,205	60,859	61,745	105.9%
	回数(回)	701.6	749.9	824.1	839.1	884.0	897.0	106.0%
	人数(人)	92	102	105	106	110	110	103.8%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	23,913	23,802	24,919	25,936	26,175	26,879	105.7%
	回数(回)	697.2	680.3	713.0	737.5	743.9	763.4	105.0%
	人数(人)	58	54	57	56	56	56	98.5%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	28,988	34,103	36,753	38,414	39,186	39,505	106.2%
	人数(人)	244	300	333	347	354	357	106.0%
通所介護	給付費(千円)	1,008,072	699,955	764,176	776,302	793,459	808,183	103.7%
	回数(回)	11,277	8,208	8,882	8,954.3	9,137.6	9,304.1	102.8%
	人数(人)	844	626	653	672	682	692	104.5%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	223,005	234,468	228,423	237,515	239,028	236,508	104.1%
	回数(回)	2,260.2	2,330.2	2,285.2	2,341.1	2,334.6	2,302.5	101.8%
	人数(人)	249	255	257	268	271	273	105.4%
短期入所生活介護	給付費(千円)	181,052	168,449	164,978	177,785	180,984	182,424	109.3%
	日数(日)	1,988.2	1,901.8	1,817.7	1,970.8	2,008.3	2,026.1	110.1%
	人数(人)	140	137	151	156	158	158	103.9%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	15,340	17,232	26,567	18,826	21,183	22,188	78.0%
	日数(日)	129.5	146.2	229.8	156.8	174.3	183.2	74.6%
	人数(人)	17	19	27	21	23	24	84.4%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	673	673	673	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	—
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	—
福祉用具貸与	給付費(千円)	111,034	116,944	122,031	127,634	131,339	135,856	107.8%
	人数(人)	786	835	882	932	960	990	108.9%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,153	5,847	4,393	5,649	6,344	6,351	139.2%
	人数(人)	16	17	12	15	16	17	129.7%
住宅改修費	給付費(千円)	15,220	13,938	13,904	14,659	14,659	16,232	109.2%
	人数(人)	18	16	16	18	18	20	114.5%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	228,271	241,031	259,180	262,343	265,211	267,576	102.3%
	人数(人)	114	119	125	125	125	126	100.4%

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1	
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	3,024	1,302	1,344	10,259	11,080	14,144	879.9%	
	人数(人)	2	1	2	5	6	7	342.9%	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	221,799	222,789	230,325	234,619	240,638	245,550	104.3%	
	回数(回)	1,766.9	1,813.3	1,868.0	1,886.2	1,931.8	1,971.6	103.3%	
	人数(人)	117	116	117	116	117	118	99.8%	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	152,451	153,358	160,202	160,656	165,557	167,167	102.7%	
	人数(人)	63	65	66	68	71	72	106.5%	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	390,993	396,282	433,559	484,891	488,711	494,696	112.9%	
	人数(人)	137	139	149	166	167	169	112.2%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	18,123	16,440	14,328	101,634	101,875	102,070	710.9%	
	人数(人)	6	6	5	33	33	33	709.7%	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	51,312	62,833	62,342	144,831	146,553	147,047	234.4%	
	人数(人)	19	24	23	56	57	57	245.5%	
地域密着型通所介護	給付費(千円)		372,026	431,714	454,684	461,614	466,972	106.8%	
	回数(回)		4,221.8	4,550.7	4,752.3	4,820.4	4,874.2	105.8%	
	人数(人)		300	321	333	337	341	105.0%	
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	給付費(千円)	876,771	875,311	902,357	906,174	909,793	912,768	100.8%	
	人数(人)	300	303	306	306	307	308	100.3%	
介護老人保健施設	給付費(千円)	661,779	654,607	656,500	660,062	660,358	673,485	101.2%	
	人数(人)	225	225	222	222	222	227	100.8%	
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)				58,018	58,018	134,154	—	
	人数(人)				13	13	31	—	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	143,634	135,346	126,445	67,664	71,635	0	36.7%	
	人数(人)	34	34	29	16	17	0	37.4%	
(4) 居宅介護支援									
	給付費(千円)	211,973	220,820	232,565	238,899	244,184	250,989	105.2%	
	人数(人)	1,418	1,487	1,562	1,600	1,636	1,678	104.9%	
合計		給付費(千円)	4,791,603	4,895,843	5,153,105	5,469,098	5,544,152	5,619,651	107.6%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※1: 第7期平均値/平成29年度の値\*100

(2) 介護予防サービス見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問介護	給付費(千円)	31,877	28,559	19,928				
	人数(人)	166	147	107				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防訪問看護	給付費(千円)	3,596	2,911	4,556	4,339	4,403	4,418	96.3%
	回数(回)	58.7	54.2	87.1	83.2	84.4	84.8	96.6%
	人数(人)	9	10	11	12	12	12	105.5%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,557	1,380	1,904	1,574	1,579	1,605	83.3%
	回数(回)	46.8	41.3	57.2	47.1	47.2	48.0	82.9%
	人数(人)	7	7	6	7	7	7	114.7%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,404	1,663	2,256	2,158	2,365	2,570	104.8%
	人数(人)	14	19	22	21	23	25	104.2%
介護予防通所介護	給付費(千円)	89,072	90,270	69,469				
	人数(人)	288	297	218				
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	40,060	41,970	37,165	37,633	38,109	38,569	102.5%
	人数(人)	116	121	112	113	114	115	101.7%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,441	1,158	1,757	1,430	1,451	1,470	82.6%
	日数(日)	24.6	21.1	26.1	21.7	22.0	22.3	84.2%
	人数(人)	4	3	3	3	3	3	117.8%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	455	0	0	643	644	644	—
	日数(日)	4.5	0.0	0.0	6.5	6.5	6.5	—
	人数(人)	1	0	0	1	1	1	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	13,358	13,103	12,883	12,983	13,150	13,324	102.1%
	人数(人)	224	229	232	234	237	240	102.1%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,984	1,498	1,582	1,749	1,749	1,749	110.6%
	人数(人)	7	5	7	7	7	7	105.0%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,311	7,679	6,320	7,450	8,168	8,887	129.2%
	人数(人)	9	10	9	10	11	12	128.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	16,471	21,958	29,120	30,473	30,486	30,486	104.7%
	人数(人)	19	26	31	32	32	32	102.6%

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	伸び率① ※1	
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	889	1,041	3,754	2,565	2,597	2,566	68.6%	
	回数(回)	9.3	10.8	40.1	25.5	25.8	25.5	63.9%	
	人数(人)	2	2	6	4	4	4	66.3%	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	485	1,533	1,322	1,697	1,698	1,698	128.4%	
	人数(人)	1	3	2	3	3	3	127.7%	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	
(3) 介護予防支援									
		給付費(千円)	31,180	31,190	27,578	29,173	29,349	29,350	106.2%
		人数(人)	589	588	521	548	551	551	105.6%
合計		給付費(千円)	242,139	245,911	219,594	133,867	135,748	137,336	61.8%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※1: 第7期平均値/平成29年度の値\*100

4. 平成30年度 保険給付費予算

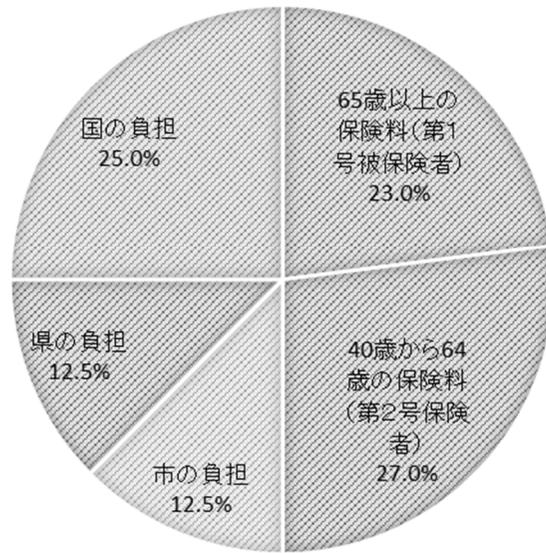
平成30年度予算

(単位:千円)

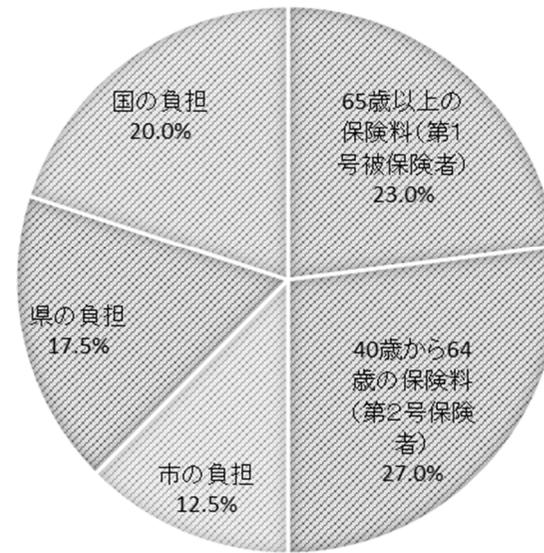
費 目		説 明	平成30年度介護給付額	一定以上所得者の影響額	平成30年度予算要求
2-1-1	介護サービス諸費	居宅介護サービス給付費	1,926,389	▲ 886	1,925,503
		特例居宅介護サービス給付費	10	0	10
		施設介護サービス給付費	1,691,908	▲ 778	1,691,130
		特例施設介護サービス給付費	10	0	10
		居宅介護福祉用具購入助成費	5,649	▲ 3	5,646
		居宅介護住宅改修助成費	14,659	▲ 7	14,652
		居宅介護サービス計画給付費	238,889	▲ 110	238,779
		特例居宅介護サービス計画給付費	10	0	10
		地域密着型介護サービス給付費	1,591,564	▲ 732	1,590,832
		特例地域密着型介護サービス給付費	10	0	10
		合計	5,469,098	▲ 2,516	5,466,582
2-2-1	介護予防サービス等費	介護予防サービス給付費	91,223	▲ 42	91,181
		特例介護予防サービス給付費	10	0	10
		介護予防福祉用具購入助成費	1,749	▲ 1	1,748
		介護予防住宅改修助成費	7,450	▲ 3	7,447
		介護予防サービス計画給付費	29,163	▲ 13	29,150
		特例介護予防サービス計画給付費	10	0	10
		地域密着型介護予防サービス給付費	4,262	▲ 2	4,260
		小計	133,867	▲ 61	133,806
2-3-1	審査支払手数料	レセプト審査経費	7,231	▲ 3	7,228
2-4-1	高額介護サービス給付費	高額介護サービス給付費	123,116	▲ 57	123,059
2-4-2	高額介護予防サービス給付費	高額介護予防サービス給付費	136	0	136
2-5-1	高額医療合算介護サービス給付費	高額医療合算介護サービス給付費	21,089	▲ 10	21,079
2-5-2	高額医療合算介護予防サービス給付費	高額医療合算介護予防サービス給付費	10	0	10
2-6-1	特定入所者介護サービス等費	特定入所者介護サービス費	187,456	▲ 86	187,370
2-6-2	特定入所者介護予防サービス等費	特定入所者介護予防サービス費	1,000	0	1,000
保険給付費合計			5,943,003	▲ 2,733	5,940,270

## 5. 保険給付費の財源構成

### 居宅サービス給付費の財源構成



### 施設サービス給付費の財源構成



## 6. 介護保険料額の算出

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期合計
総介護給付費見込額(A)	5,943,003千円	6,034,205千円	6,126,181千円	18,103,389千円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 (B)	2,733千円	4,231千円	4,359千円	11,323千円
消費税率及び処遇改善の見直しを勘案した影響額 (C)		68,222千円	138,523千円	206,745千円
地域支援事業費 (D)	259,166千円	272,696千円	280,964千円	812,826千円
合計(E) (A-B+C+D)	6,199,436千円	6,370,892千円	6,541,309千円	19,111,637千円
第1号被保険者負担分相当額(F)(E×負担割合23%)	1,425,870千円	1,465,305千円	1,504,501千円	4,395,677千円
財政調整交付金相当額(G)	304,784千円	312,811千円	321,120千円	938,715千円
調整交付金見込交付割合(H)	5.8%	5.7%	5.7%	-
財政調整交付金調整分(I)(※1)	354,159千円	355,978千円	363,508千円	1,073,645千円
介護給付費準備基金繰入額(J)	-	-	-	300,000千円
保険料収納必要額(K) (F-(I-G)-J)	-	-	-	3,960,747千円
保険料平均収納率(※4)(L)	-	-	-	99.00%
収納率を加味した保険料収納必要額(M) (K/L)	-	-	-	4,000,754千円
第1号被保険者数	20,876人	21,072人	21,293人	63,241人
所得段階別加入割合補正後の高齢者人口(N)(※3)	20,011人	20,200人	20,411人	60,622人
保険料年額(O)(N/M)	-	-	-	66,000円
介護保険料月額(O/12)(P)	5,500円	5,500円	5,500円	

※1 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。

※2 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は99.00%と見込んでいます。

※3 保険料を所得段階に応分した負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

7. 所得段階別介護保険料

(1)月額

	平成27年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成32年度	比較
月額基準額	5,400円	5,500円	100円

保険料段階	該当者		平成27年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成32年度	比較
第1段階(基準額×0.45)	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		2,430円	2,475円	45円
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階(基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	3,780円	3,850円	70円
第3段階(基準額×0.75)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	4,050円	4,125円	75円
第4段階(基準額×0.9)	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	4,860円	4,950円	90円
第5段階(基準額)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	5,400円	5,500円	100円
第6段階(基準額×1.1)	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	5,940円	6,050円	110円
第7段階(基準額×1.25)		合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,750円	6,875円	125円
第8段階(基準額×1.5)		合計所得金額が190万円以上450万円未満	8,100円	8,250円	150円
第9段階(基準額×1.75)		合計所得金額が450万円以上700万円未満	9,450円	9,625円	175円
第10段階(基準額×2.0)		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	10,800円	11,000円	200円
第11段階(基準額×2.25)		合計所得金額が1,000万円以上	-	12,375円	225円

## (2)年額

	平成27年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成32年度	比較
年額基準額	64,800円	66,000円	1,200円

保険料段階	該当者		平成27年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成32年度	比較
第1段階(基準額×0.45)	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		29,160円	29,700円	540円
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階(基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	45,360円	46,200円	840円
第3段階(基準額×0.75)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	48,600円	49,500円	900円
第4段階(基準額×0.9)	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	58,320円	59,400円	1,080円
第5段階(基準額)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	64,800円	66,000円	1,200円
第6段階(基準額×1.1)	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	71,280円	72,600円	1,320円
第7段階(基準額×1.25)		合計所得金額が125万円以上190万円未満	81,000円	82,500円	1,500円
第8段階(基準額×1.5)		合計所得金額が190万円以上450万円未満	97,200円	99,000円	1,800円
第9段階(基準額×1.75)		合計所得金額が450万円以上700万円未満	113,400円	115,500円	2,100円
第10段階(基準額×2.0)		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	129,600円	132,000円	2,400円
第11段階(基準額×2.25)		合計所得金額が1,000万円以上	-	148,500円	-

「山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

## 1 概要

今回の改正は、「介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正」により、指定居宅介護支援等の事業の指定権者が都道府県から市町村に移譲される為、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)(以下「省令」という。)」に基づき、本市において当該事業の基準を制定するものです。

## 2 条例制定の基本的な方針

「山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)」については、省令で示されている3区分を踏まえ「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」いずれも、平成29年度までの本事業の運営等の状況を勘案する上で、本事業の推進にあたり支障なく、また平成30年4月1日施行の省令の一部改正においても、本事業の推進に効果的で支障をもたらすことがない為、すべて省令の基準どおり制定します。

### ●基準の分類

条例で定める基準については、省令で次のとおり区分されています。

#### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

#### ・参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 3 条例の制定に伴う省令の基準

条 項	基準
第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第15条第1項第7号、同項第9号から第11号まで、第14号、第16号及び第26号、第25条、第29条	従うべき基準
第3条第2項	独自基準
上記以外	参酌すべき基準

### 4 省令の一部改正等に伴う条例の新たな追加理由及び内容

条項	改正理由及び概要	基準
第2条 第4項	障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。	参 酌 す べ き 基 準
第3条 第2項	居宅介護支援事業指定については、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員以外のものとする。	独 自 基 準
第5条	居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、平成33年3月31日までの経過措置期間を設けることとする。	参 酌 す べ き 基 準
第6条 第2項	利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。	従 う べ き 基 準
第3項	入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。	参 酌 す べ き 基 準

第15条 第1項 第9号	著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。	従うべき基準
第14号	訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うこととする。	
第20号	訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。	
第22号	利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。	参酌すべき基準

#### 4 施行日

平成30年4月1日施行。

第15条第20号の規定は、平成30年10月1日施行。

第5条第1項に規定は、平成33年3月31日までの経過措置。

「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年山陽小野田市条例第33号）の一部を改正する条例」について

## 1 概要

今回の改正は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省第37号）（以下「省令」という。）の一部改正」に伴い、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携及び一層の医療と介護の連携の強化の規定が加えられた為、「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年山陽小野田市条例第33号）（以下「条例」という。）」の一部改正を行います。

## 2 条例の一部改正の基本的な方針

本省令では、「従うべき基準」「参酌すべき基準」の3区分で示されておりますが、いずれも本市の状況を勘案する中で本事業の推進にあたり効果的かつ支障をもたらすことがないと判断されるため、すべて省令の基準どおり改正をいたします。

### ●基準の分類

条例で定める基準については、省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・参酌すべき基準……地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 3 条例の主な改正理由及び内容

条項	改正理由及び概要	基準
第2条 第4項	○障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。	参 酌 す べ き 基 準
第5条 第2項	○入院時における医療機関との連携促進 利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。	従 う べ き 基 準
第3項	入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。	参 酌 す べ き 基 準
第31条 第15号	○平時からの医療機関との連携促進 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。	参 酌 す べ き 基 準
第23号	利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。	参 酌 す べ き 基 準

### 4 施行日

平成30年4月1日施行

「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 44 号）の一部を改正する条例」の制定について

## 1 概要

今回の改正は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）（以下「省令」という。）の一部改正」により、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられる基準の設定等や地域密着型サービスの人員基準等が一部改正された為、「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 44 号）（以下「条例」という。）」の一部改正を行います。

## 2 条例の一部改正の基本的な方針

条例については、省令で示されている 3 区分を踏まえ「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で本事業の推進にあたり効果的でかつ支障をもたらすことがないと判断されるため、すべて省令の基準どおり改正します。

### ●基準の分類

条例で定める基準については、省令で次のとおり区分されています。

#### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

#### ・標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

#### ・参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 3 条例の主な改正内容

条項	改正理由及び概要	基準
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
第6条 第2項	オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。	従うべき基準
第5項 第7項 第8項	日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。	
第32条 第3項	夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。	
第39条 第1項	介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。	
第4項	一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。	
○夜間対応型訪問介護		
第47条	オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任	従うべき基準

	者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。	き基準
○地域密着型通所介護		
(1) 共生型地域密着型通所介護		
第59条の20の2	共生型地域密着型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。	従うべき基準
第59条の20の3		
(2) 療養通所介護		
第59条の25	療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げることとする。	標準とすべき基準
○認知症対応型通所介護		
共用型認知症対応型通所介護		
第65条	共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。	従うべき基準
○認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護		
第117条第7項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> </ul>	従うべき基準
第138条第6項		

第157条 第6項	・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
○看護小規模多機能型居宅介護		
第191条	サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト看多機」という。）の基準を創設する。 サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下「サテライト小多機」という。）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）の関係に準じるものとする。	従うべき基準
第9項 第13項	サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができることとする。	
第10項	サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。	
○その他		
	新たな介護施設「介護医療院」創設に伴い当該施設との地域密着型サービスとの連携に関わる改正を行うものとする。  ※介護医療院 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である介護医療院を創設される。（介護保険法第8条第29項）	

#### 4 施行日

平成30年4月1日施行。

「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第45号）の一部を改正する条例」の制定について

## 1 概要

今回の改正は、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）（以下「省令」という。）の一部改正」により、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数の基準等、地域密着型介護予防サービスの基準が一部の改正された為、「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第45号）（以下「条例」という。）」の一部改正を行います。

## 2 条例の一部改正の基本的な方針

条例については、省令で示されている3区分を踏まえ「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で本事業の推進にあたり効果的かつ支障をもたらすことがないと判断されるため、すべて省令の基準どおり改正します。

### ●基準の分類

条例で定める基準については、省令で次のとおり区分されています。

#### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

#### ・標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

#### ・参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 3 条例の主な改正理由及び内容

条項	改正理由及び概要	基準
○介護予防認知症対応型通所介護 共用型介護予防認知症対応型通所介護		
第9条	共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。	従うべき基準
○介護予防認知症対応型共同生活介護		
第78条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</li> </ul>	従うべき基準
○その他		
	<p>新たな介護施設「介護医療院」創設に伴い当該施設との地域密着型サービスとの連携に関わる改正を行うものとする。</p> <p>※介護医療院 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である介護医療院を創設される。(介護保険法第8条第29項)</p>	

### 4 施行日

平成30年4月1日施行

「山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例」について。

## 1 概要

今回の改正は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正によるものです。この規則第140条の66は、地域包括支援センターの職員に関する基準を定めています。地域包括支援センターの職員のうち主任介護支援専門員の基準については、規則第140条の68第1項第1号に規定されていますが、介護支援専門員の研修制度の見直しにより、平成28年度より主任介護支援専門員に5年間の有効期間が設けられ、その更新時に主任介護支援専門員更新研修の受講を課すこととなりました。

このことから、実質的にも5年間の有効期間が確保されるよう、条例の一部改正を行うものです。

## 2 条例の一部改正の方針

この改正内容については「従うべき基準」となっていますので、基本的に国の基準に従い、山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部改正を行います。

○条例で定める基準については省令で以下のとおりとなっています。

- ・従うべき基準・・・条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの異なる内容を定めることは許されないもの。

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険及び国民年金に関すること。</li> <li>・ 介護保険に関すること。</li> <li>・ 在宅介護者支援に関すること。</li> <li>・ 保健衛生に関すること。</li> <li>・ 保育所に関すること。</li> <li>・ 病院経営に関すること。</li> <li>・ 地域医療に関すること。</li> <li>・ 在宅医療介護連携について</li> <li>・ 人権・男女共同参画に関すること。</li> <li>・ 火葬場整備事業に関すること。</li> <li>・ 空き家等の適正管理及び利活用について</li> <li>・ 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関すること。</li> </ul>	平成30年6月定例会前日まで継続して閉会中調査する。

○山陽小野田市組織条例（平成30年4月1日施行分）【抜粋】

（事務分掌）

第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 自治振興に関すること。
- (4) 市民活動に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 防犯に関すること。
- (8) 交通安全に関すること。
- (9) 広聴に関すること。
- (10) 消費生活に関すること。
- (11) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (12) 環境保全及び公害防止に関すること。

福祉部

- (1) 健康福祉行政の総合調整に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 福祉事務所に関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (7) 健康増進に関すること。